

浜松市景観まちづくり協議会の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市景観条例（平成20年浜松市条例89号。以下「条例」という。）第38条、第39条及び第41条並びに浜松市景観条例施行規則（平成20年浜松市規則第102号。以下「規則」という。）第28条に規定する景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の決定)

第2条 市長は、条例第39条の規定による申請があった場合、条例第38条の規定に適合すると認めるときは当該申請団体を協議会として認定し、景観まちづくり協議会認定通知書（第1号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の申請に係る標準処理期間は、30日とする。

(認定の取消し)

第3条 市長は、条例第41条の規定により認定を取り消すときは、景観まちづくり協議会認定取消通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会の認定については、次のとおり認定したので通知します。

記

協議会の名称	
認定番号	景観まちづくり協議会認定 No.
認定年月日	年 月 日
備考	

第2号様式（第3条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観まちづくり協議会認定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会の認定については、次のとおり取り消しましたので通知します。

記

協議会の名称	
認定番号	景観まちづくり協議会認定 No.
認定年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消理由	
備考	